

衣浦東部広域連合公告第13号

一般競争入札について

衣浦東部広域連合契約規則（平成15年衣浦東部広域連合規則第22号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年11月5日

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

1 入札に付する事項

(1) 工事名

高浜消防署防水改修工事

(2) 施設等の名称

高浜消防署

(3) 工事場所

高浜市稗田町地内

(4) 工期

契約日の翌日から平成27年2月27日まで

(5) 工事概要

屋上防水改修 一式

(6) 予定価格

金7,880,000円（税抜き）

(7) 最低制限価格

有

(8) 前払金

有

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 入札保証金

免除

(11) 契約保証金

落札者（契約者）は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第34条の規定に該当するときは、免除とする。

2 入札者に必要な資格に関する事項

平成26年度衣浦東部広域連合入札参加者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 平成26年度及び平成27年度の高浜市競争入札参加有資格者名簿（工事）の建築一式工事に登録されている者
- (2) 高浜市内に本店を有する者であって、建設業法第3条第1項の許可を受けてから高浜市内における営業年数が5年以上あり、かつ、直前3年度において引き続き高浜市競争入札参加資格有資格者名簿（工事）に登載されている者
- (3) 建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。また、配置予定技術者は所属建設業者と入札参加申請のあった日以前に3カ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 予定価格は入札における上限価格になるため、その範囲内で応札でき、かつ、入札書に記載した金額の内訳書（同一金額であること。）を入札時に提出できる者
- (5) 入札参加申請書の提出日から入札日までの間、高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱（平成15年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (6) 公告日から入札日までの期間に、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年4月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

刈谷市小垣江町西高根204番地1 衣浦東部広域連合事務局総務課

(2) 日時

公告日から入札日まで

4 入札参加申請に関する事項

(1) 入札参加申請書の提出

ア 期間

平成26年11月5日（水）から平成26年11月14日（金）までの午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加申請書

(イ) 配置予定技術者調書

(配置予定の主任技術者調書と契約時の主任技術者等届出書の内容が異なった場合は、入札条件に違反することから契約解除となる。入札参加申請書提出日時点で、配置予定の主任技術者の候補が複数いる場合は、配置予定技術者調書を複数枚提出することができる。)

ウ 提出先

衣浦東部広域連合事務局総務課

電話 0566-63-0133

ファクシミリ 0566-63-0130

エ 提出方法

ファクシミリ又は直接持参とする。なお、提出書類は返却しない。

オ 入札参加資格の確認通知日

平成26年11月19日(水)午後3時までにファクシミリにて通知する。

カ 留意事項

申請書の審査は本公告に定めるもののほか、衣浦東部広域連合一般競争入札実施規程(平成19年衣浦東部広域連合公告第1号)に準じて行う。

(2) 設計図書のホームページ掲載について

ア 掲載期間

平成26年11月5日(水)から平成26年11月21日(金)まで

イ 衣浦東部広域連合ホームページの「一般競争入札発注状況」よりダウンロードすること

(3) 入札の質問方法

衣浦東部広域連合事務局総務課へファクシミリにより行う。なお、質問の期限は、平成26年11月11日(火)正午までとし、後日速やかに入札参加申請書提出者全員に回答する。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 日時

平成26年11月21日(金)午後1時50分

(2) 場所

衣浦東部広域連合1階 大会議室

6 入札の無効に関する事項

規則第13条及び衣浦東部広域連合入札心得書（以下「心得書」という。）第16条に該当する入札書のほか、本公告に示した資格のない者又は虚偽の申請を行った者の入札書は無効とする。

7 その他必要な事項

- (1) 入札は、心得書に準じて執行するので、熟読し、遵守すること。
- (2) 入札参加資格確認通知書を送付後、入札までに資格要件を満たさなくなったときは、当該入札に参加できない。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を当該入札書に記載すること。
- (4) 衣浦東部広域連合一般競争入札実施規程第8条に基づき、工事費内訳書を入札書と同時に提出できない場合、または、工事費内訳書の合計金額と入札書の額が一致しない場合は、落札者となることができない。
- (5) 落札者が契約までに資格要件を満たさなくなったときは、当該契約の締結はできない。